



会計および監査事項に関する内部告発者方針

2020年8月20日採用

2022年5月23日最新更新

1. 目的

疑わしい会計および監査事項に関する申立ての受領、保存、処理にかかわる手順、および2002年に制定された米国企業改革法で指定されるこのような疑わしい事項の報告を促す手順を確立するため。内部告発者による他のタイプの申立てを提出する手順（例：会計および監査に無関係の事項）については、MaxeonのCode of Business Conduct and Ethics（企業行動・倫理規範）に別途記載しています。必要に応じて該当する方針をご覧ください。

2. 方針

Maxeonの取締役会から独立した監査委員会は、Maxeon Solar Technologies Ltd.の社員および、その子会社・関連会社（以後、総称して「Maxeon」または「当社」という）の社員に対し、疑わしい会計、社内会計管理もしくは監査方法、手順もしくは活動、証券取引委員会への申請、ニュースリリースの発表といった、Maxeonが公的な方法で重大な情報を適切に開示していない、あるいは、法人不正事件に関わる事例について、Maxeonのコンプライアンス・倫理ヘルプラインへ報告するように推奨しています。

このヘルプラインから、法務部の社員および当社のグローバル監査部長（「HGA」）に情報が転送され、彼らにより情報が監査委員長に提供されます。報告または申立ては機密情報扱い、もしくは匿名として報告することができます。

財務、会計または監査についての疑いのある事象に対する申立て、またはかかる情報の告発を行った社員に対し、その正当な行為への報復の意味で会社が社員に不利益な措置をとることがあってはなりません。特に、会社が次の件についての報復として社員に対し、雇用に関する不利益な措置をとることはありません。

- 善意によって行われた、財務関連の不正行為または財務関連以外の不正行為についての疑わしいものも含めた、あらゆる報告。
- 会社または米国のあらゆる連邦、州、または地方の規制機関または当局（または米国外の相当する機関）によって行われる調査において、直接的または間接的に、情報を提供する、または結果的に情報が提供される原因となる。
- 政府の安全、健康、差別、迷惑行為など、適用法、規則、規制の違反に関する報告。
- 不正行為の報告に関連して、調査、審理、訴訟、もしくは他の行政による取り調べに参加する。

本方針は会社による不正行為または疑わしい不正行為の報告を社員に促し、社員は誠意をもって行動し、虚偽の告発を行わないと推定します。故意、もしくはいい加減に、誠意のない申立てまたは摘発を行う社員は、雇用関係の解除を含め懲戒処分の対象となります。

上記の条項(a)から(d)で述べられた内容を含め、この方針のもとで、財務上の不正行為、もしくは財務以外の不正行為を誠意をもって報告したことに対する報復の目的でとれた、当該社員に不利益な措置に対する申立ては、調査のためにヘルプライン、人事部、法務部、最高経営責任者（「CEO」）、または監査委員会の委員長に提出するものとします。誠意をもって不正行為の報告を行った社員に対し、報復行為を行った社員は、最高で雇用関係の解除を伴う懲戒処分の対象となります。

3. 手順

監査委員会は会社に対し、現在および将来を含むすべての社員に、本内部告発に関する方針の添付文書 1 に定められた、会計上の不正行為もしくは疑わしい財務上の慣習についての申立て、も

しくは報告を行うための手順を告知するよう指示します。監査委員会ではすべての第三者組織の関係者による告発についても、社員による告発と同様に取り扱うものとします。

執行役員または取締役会のメンバーに対する疑わしい財務慣行の苦情または開示は、法務部および HGA のメンバーに直ちに報告され、HGA はその情報を検証、聞き取り、調査のために監査委員会の委員長に提供します。監査委員会の委員長がこの申立てに関与している場合、申立ては検証、聞き取り、調査のために監査委員会で事案に関わっていない委員に転送されます。検証、聞き取り、調査に関わる担当者は、適用法および規制の定めに従ってそうした措置をとり、適切な顧問弁護士に相談するものとします。

監査委員会は、直接報告された、または監査委員会に照会されたすべての苦情を検証し、監査委員会が合理的な裁量で適切と判断する苦情を聞き取りおよび調査します。監査委員会は、苦情の対象ではなく、支援を提供するための適切な専門知識を有している経営陣の社員に相談することができます。また、監査委員会は、小委員会に委任したり、聞き取りや調査を支援するために独立した会計士、弁護士、またはその他の第三者を雇ったりすることができます。

適切な聞き取りまたは調査を実施する必要がある場合、または司法またはその他の法的手続きによって強制される場合を除き、監査委員会、Maxeon、またはその取締役、役員、社員、請負業者、下請け業者、または代理人のいずれも、(i)苦情を申立て、身元の秘密を保持するよう求めた人物の身元を開示してはならず、(ii)匿名で苦情を申し立てる人物の身元を確認するために、他の個人またはグループによる何らかの努力を行ったり、その努力を容認してはなりません。

各申立てまたは告発の文書による記録とその処分は、監査委員会が準備するか、監査委員会の委員の指示で準備し、監査委員会の公式文書として、最低でも 10 年間、社外の顧問弁護士が保管するものとします。

検証、聞き取り、調査が終了した時点で、該当する場合は、監査委員会がその財務上の慣習、手順、報告に対し、何らかの変更を勧告し、Maxeon の取締役会に対し、不当な行為への、最高で雇用関係の解除を含む、懲戒処分、適切な政府当局への報告を勧告するものとします。

監査委員会は、そのような事項の開示が条例又は Maxeon の最善の利益のために要求されない限り、申立ておよび勧告を秘密に保持します。

監査委員会は定期的はこの方針を見直し、本手順に何らかの変更を加える必要があるかどうかを判断します。監査委員会は Maxeon の社員に著しい影響を及ぼす変更が本方針に加えられた場合、もしくはこの手順が施行された場合には、直ちに Maxeon の社員に通知するものとします。

4. 政府機関への申立て

全社員は次のことを行う権利を有します。

- 米国の州法、連邦法、規制（または米国外の同等の物）に違反している可能性を政府機関または自主規制組織に報告する
- 自己規制機関または米国の任意の連邦、州、または地方の規制もしくは法の執行機関（または米国外の同等の物）からの聞き取りに自主的に協力し、回答する。
- 会社への事前の通知、または承認なく、法の執行機関または規制機関に告発する、もしくは情報を開示する。
- 正規の出頭命令に対し、正直に回答する。

すべての社員には、会社に対し内部的、もしくは政府機関、自己規制機関のいずれかに、社員が潜在的な法律違反があると合理的に信じる情報を告発しても、それを理由に報復を受けない権利があります。社内、もしくは政府機関または自主規制機関のいずれかに対し、潜在的な不正行為などを告発した人物に報復措置をとることは米国連邦法（および米国外の一部の管轄区域の法令）に違反します。報復措置とは、社員が実行した合法的な行為を理由として、解雇、降格、入社停止、脅迫、いやがらせ、あるいは雇用にまつわる諸条件に何らかの差別を行うことなどが該当します。社内、もしくは政府機関または自主規制機関のいずれかに対し、潜在的な不正行為などを告発した社員に報復措置をとることは連邦法に違反します。

社員は、本方針または他の文書に記載の内容にかかわらず、社員と会社との間で結んだ機密保持同意書の存在およびその条項などを含め（雇用または契約解除契約を含む）、機密扱いの会社情報を任意の政府機関または自己規制機関に開示することができます。

会社は、法令もしくは規制の潜在的な違反についての報告、もしくは申立てを撤回するよう社員に求めることはできません。また、社員に支払など、そうした行動を起こさせるものを提供することもできません。

報奨金など、内部告発者としての社員の権利および補償は、適用される公益通報者保護法のもとで保護され、これは紛争前仲裁合意契約など、何らかの同意、方針、もしくは雇用条件などで放棄することはできません。

社員が潜在的に法律に違反する行為に加担していた場合であっても、当該社員は適用される公益通報者保護法に定められる機密および報復行為からの保護を受ける権利を有し、そうした法のもと報奨を受け取る権利を有します。

内部告発に関する方針について何らかの質問がある場合は、法務部までお問い合わせください。

会計および監査事項に対する社員の申立て手順

Maxeon は、「門戸開放」方針をとっており、Maxeon の経営陣は職場で起きている問題について、直接皆さんの声に耳を傾けます。当社の企業価値は「自分たちをより高い水準に保つ」ことに重点を置き、すべての社員が正直で倫理的な方法で業務に取り組むことを期待しています。当社は、適用されるすべての米国証券法、および適用される規制、会計基準、会計管理、および監査慣行（米国内および世界各地）を遵守することを約束します。

こうした原則を順守するために、あらゆる不正行為を報告することで、社員の皆さんにも誠実な Maxeon を守り続けていくためにご協力いただきたいと思います。こうした努力を支えるため、Maxeon の社員はすべて、会計、社内の会計管理、監査慣習、手順、その他、下記を含むがこれに制限されることのない様々な活動（まとめて「会計および監査関連事案」）について疑いがある場合にはそれらについて報告することができます：

- 会社の財務諸表の準備、評価、検証、監査における不正行為または作為的な間違い。
- 会社の帳簿・記録の記載および保守管理における不正行為または作為的な間違い。
- 会社の社内管理の不備、および不準拠。
- 会社の財務記録、財務報告書、監査報告書に記載の事実について、上級管理者または会計担当者が行う虚偽の報告または誤った記述。
- 企業または財務記録の改ざん、隠蔽、または不適切な破壊。
- 会社の独立した監査担当者の一連の活動において、監査担当者を誤った方向に導こうとしたり、不適切に影響を及ぼそうとする行為。
- ニュースリリースや米国証券取引委員会への提出書類を含む公開フォーラムで、Maxeon に関する重要な情報を適切に開示しなかったなど、会社の財務状況の完全かつ公正な報告から逸脱する行為。
- 当社の事業および財政状態、経営成績、または将来の報告を含むキャッシュフローの報告に関する重大な虚偽表示または省略。
- 会社資金の不適切な支出または会社所有物の不適切な使用（専有情報の開示を含む）。
- 株式取引における非公開会社情報の使用。
- 当社の独立公認会計事務所の独立性に影響を与える問題。
- その他の会社の不正行為

電話またはウェブベースの報告で、Maxeon のコンプライアンスおよび倫理ヘルプライン（「ヘルプライン」）を管理する独立した第三者組織のサービスにおいても申立てを行うことができ、必要であれば匿名で行うことができます。その後、この第三者組織のサービスは、Maxeon の法務部の社員と当社のシニア HGA に申立てを転送し、彼らが、Maxeon の取締役会から独立したメンバーのみで構成される Maxeon の監査委員会の委員長に申立てを転送します。

監査委員会は次の内容に関して、次に示す手順を策定しました。(1) 会計および監査関連の事案に関する考慮事項について社員が機密扱い、匿名にて報告する (2) 会計および監査関連の事案に関する申立ての受領、保持、措置。

申立ての報告

社員は、ヘルプラインを運営する独立した第三者組織のサービスプロバイダーに対し、いつでも会計および監査関連事案について、不正行為の証拠、申立て、懸念事項を報告できるものとします。この報告は電話を介して口頭で、もしくは文書としてウェブベースの書式を通じて行うことができ、社員の自由裁量で機密又は匿名で報告することもできます。申立てまたは懸念は、

<https://maxeon.ethicspoint.com/>のヘルプラインよりオンラインで、もしくは以下に記載されている通話料無料の国別番号より報告する必要があります。

- オーストラリア（オプタス）：まず 1-800-551-155 にダイヤルし、次に英語のプロンプトが流れたら 844-945-1611 を入力する
- オーストラリア（テレストラ）：まず 1-800-881-011 にダイヤルし、次に英語のプロンプトが流れたら 844-945-1611 を入力する
- ベルギー：まず 0-800-100-10 にダイヤルし、次に英語のプロンプトが流れたら 844-945-1611 を入力する
- 中国（南）：まず 10-811 にダイヤルし、次に英語のプロンプトが流れたら 844-945-1611 を入力する
- 中国（北）：まず 108-888 にダイヤルし、次に英語のプロンプトが流れたら 844-945-1611 を入力する
- フランス：0-800-91-01-58 にダイヤルする
- ドイツ：まず 0-800-225-5288 にダイヤルし、次に英語のプロンプトが流れたら 844-945-1611 を入力する
- イタリア：まず 800-172-444 にダイヤルし、次に英語のプロンプトが流れたら 844-945-1611 を入力する
- 日本（NTT）：まず 0034-811-001 にダイヤルし、次に英語のプロンプトが流れたら 844-945-1611 を入力する
- 日本（KDDI）：まず 00-539-111 にダイヤルし、次に英語のプロンプトが流れたら 844-945-1611 を入力する
- 日本（ソフトバンクテレコム）：まず 00-663-5111 にダイヤルし、次に英語のプロンプトが流れたら 844-945-1611 を入力する
- マレーシア：1-800-81-9661 にダイヤルする
- メキシコ：800-099-1739 にダイヤルする
- オランダ：0800-0226318 にダイヤルする
- フィリピン：1800-1-322-0295 にダイヤルする
- シンガポール（StarHub）：まず 800-001-0001 にダイヤルし、次に英語のプロンプトが流れたら 844-945-1611 を入力する
- シンガポール（SingTel）：まず 800-011-1111 にダイヤルし、次に英語のプロンプトが流れたら 844-945-1611 を入力する
- スイス：まず 0-800-890011 にダイヤルし、次に英語のプロンプトが流れたら 844-945-1611 を入力する
- 英国：まず 0-800-89-001 にダイヤルし、次に英語のプロンプトが流れたら 844-945-1611 を入力する
- 米国：1-844-945-1611 にダイヤルする

社員は会計および監査に関する事案についての申立てを Maxeon の経営陣または Maxeon の上級管理職に報告することもできます。社員または第三者組織より会計および監査関連の事案について申立てを受け取った Maxeon の上級管理職は、ヘルプラインを管理する第三者組織のサービスプロバイダーまたは監査委員会に直接委ねるものとします。

匿名で申立てを行う社員は、（文書で提出する場合）報告書の控えを保存し、報告を行った日時も記録しておくよう勧めます。また、報告を書面で行わなかったときは、報告内容についても書き留めておきましょう。

申立ては、推論や証拠不十分なものではなく、すべて事実に基づいている必要があります。社員は、名前、日付、場所、発生した出来事、社員が事件や潜在的な不正行為をどのように認識したか、事件がなぜ不正行為なのかについての社員の認識、また、可能な限り、その事件や潜在的な不正行為から生じる誤報又は会社への損失の見積もりなど、できるだけ多くの具体的な情報を提供することが奨励されています。

ヘルプラインを通じて匿名で報告する方法を選択した社員には、ヘルプラインを運営する第三者組織より報告書の暗証番号が付与されます。匿名での報告を行う社員は、報告内容の状況を第三者組織の管理者に確認する手段として暗証番号を使用することができます。また、同時に、第三者組織の管理者は、その機会を通じて、その社員の申立て、または会計および監査に関する事案についての報告に関する監査委員会よりの質問を伝えられるものとなります。

申立ての措置

申立てを受け取った時点で監査委員会は次の措置をとります。(i) 会計および監査に関する事案において申立てが実際に起きているかを判別する。(ii) 可能であれば、送信者に申立ての受領を通知する。

会計および監査に関する事案についての申立ては、監査委員会、もしくは、監査委員会の命令および監督の下で、監査委員会が適切と見なす他の人物が、顧問弁護士の助言を受けながら検証するものとなります。このときに使用する顧問弁護士は、Maxeon が通常使用する顧問弁護士であっても、なくてもかまいません。機密性は適切な検証を行うのに必要な範囲内で、可能な限り保持されます。

監査委員会による検証が完了し、単独で合理的な判断が確定した段階で、迅速かつ適切な修正措置をとるものとなります。

申立てまたは告発の文書による記録とその処分は、監査委員会が作成するか、監査委員会の委員の指示で作成し、監査委員会の公式文書（該当する場合は電子記録保管スペースの文書を含む）として、最低でも 10 年間、社外の顧問弁護士が保管するものとなります。

会計および監査に関する事案について誠意をもって告発を行った社員の合法的行為に対し、Maxeon が、当該社員への、解雇、降格、出社停止、脅迫、いやがらせ、あるいは、雇用に関わる諸条件で何らかの差別を行うことは一切ありません。